

全産廃連

廃掃法改正へ要望書

一 廃の産廃指定制度創設など

全国産業廃棄物連合会が設置する法制度対策委員会（永井良一委員長）は先月31日、環境省に廃棄物処理法改正に向けた要望書を提出した（写

真）。これは、2月24日に開かれた中央環境審議会循環型社会部会で、廃棄物処理法見直しに向け専門委員会を設置することが決まり、今後見直しに

向けた議論が本格化することを踏まえたもの。要望書では、地方公共団体の判断による産業廃棄物指定制度の創設など、一般

分見直しに切り込む論点や、優良産廃処理業者認定制度の運用厳格化の視

業種から排出される同一品目の廃棄物、つまりは事業系一廃、空き家残置物などについて、その排

出元の地方公共団体が地域の実情とその判断により産廃として委託処理できるよう求めたもの。もっともこれは、事業系一廃の業種指定の撤廃を求めるさらに先鋭的な要望と併示されており、二段構えで一廃と産廃の区分の見直しに切り込む構えだ。

仕組みが存在しないがために、不適合状態に陥った業者が他の優良業者と外形上同等に併存している状況となっており、優良認定制度に対する社会的な信頼の低下への懸念とともに表明されている。悪貨が良貨を駆逐する、如理業の状況を是正するべく導入された制度の趣旨に立ち返り、優良認定業者の側からその妥当な差別化を求め、制度の厳格な運用を求める要望だ。

は、業種指定されている産業廃棄物とそれ以外の業種から排出される同一品目の廃棄物、つまりは事業系一廃、空き家残置物などについて、その排

その他、新規の要望としては、WDS（廃棄物データシート）の委託基準化や契約品目以外の廃棄物が混入した場合の法的責任の明確化など、排出事業者責任の強化に関する要望も目立つ。



鎌形浩史環境省廃棄物・リサイクル対策部長に要望書を手渡す永井良一委員長（右）